

局、「法人のために (pour leur compt)」という要件は、法人処罰の趣旨と直結しうるものであり<sup>(57)</sup>、その範囲の広狭も、法人処罰根拠論の適用範囲如何に依存している（換言すれば、pour leur compt という要件の文言解釈は決め手にならない）のではないかと思われる。

#### (c) 法人処罰の効果：法人に対する刑罰

##### (i) 総 説

法人に対する刑罰は刑法131-37条から131-49条に規定されている。法人が重罪または軽罪につき有罪である場合には、その刑罰は、131-37条により、罰金（自然人に対する規定額の5倍。131-38条）か、131-39条所定の多様な制裁となる<sup>(58)</sup>。また、法人が違警罪につき有罪である場合には、その刑罰は、131-40条により、罰金（自然人に対する規定額の5倍。131-41条）か、131-42条所定の制裁である<sup>(59)</sup>。

法人に科された刑罰は、法人の犯罪記録 (un casier judiciaire) に記入される。この記入をするメリットは、それにより、再犯者たる法人の特定が可能となるため、刑法132-12条を適用し、一定の重罪につき、その予定する罰金額の10倍を法人に課すことが可能になるという点にある<sup>(60)</sup>。

2002年3月現在では、法人が有罪とされた事案は881件あり<sup>(61)</sup>、その殆どには罰金刑のみが適用されている<sup>(62)</sup>。司法省の担当者（ル・グネヘ）は、これでも有罪件数（ないしは、その前提としての法人に対する起訴件数）としては少ないのであって、法人処罰を定める規定の趣旨が十分に理解されていないのではないか、と指摘している<sup>(63)</sup>。

##### (ii) 罰 金 刑

罰金刑については、自然人に対する罰金額の5倍が法人に対する罰金とされていること（刑法131-38条、131-41条）の趣旨が問題となる。即ち、法人処罰規定の導入を正当化した「法人の資産に即した高額罰金の確保」という観点からは、より高額な罰金額を定額の上限とすることも考えうるのに、何故、自然人に対する罰金額の5倍という数値が算出されたのかに、関心が持たれることになるのである。

結論から言うと、これは、必ずしも理論的に演繹された数値ではなく、立法過程における一種の妥協の産物であったと言えよう。すなわち、1978年の刑法

改正予備草案では、法人に対する罰金額は、自然人に対するそれの2倍であったが、1983年の予備草案では、これが10倍とされるに至った。しかし1986年の草案では5倍となった。それは、既に自然人に対する罰金額の上限が200-300万フランと高額であったので、法人に対しても、その5倍程度で十分であろうと判断されたからである<sup>(64)</sup>。

議会での議論の過程では、5倍という固定倍率を設けることは止め、「価格と競争の自由に関する1986年12月1日のオルドナンス」が行政罰（制裁金。des amendes administratives）に関して採用しているように、会社の取引高（chiffre d'affaires de la société）に比例した額（同オルドナンスでは取引高の10パーセント）を定めるべきだという意見も出された。しかしこの見解は、次の二つの欠点が指摘されたために、採用されるには至らなかった。それは第1に、こうした「スライド制度」は、会社の取引高に関する信頼できる情報を、裁判官が常に用いることができるることを前提としているが、これを実現するのは困難である点、第2に、「スライド制度」は、地方公共団体等の（取引高を観念し難い）法人には適用困難であるため、法人間の取り扱いが不平等になる点、である<sup>(65)</sup>。

##### (iii) 罰金刑以外の刑罰

① 総説 刑法131-39条には罰金以外の刑罰が規定されているが、その中でも重要なのは、法人の解散、法人に対する司法監視、公的手段を用いた資本蓄積の禁止である<sup>(66)</sup>。しかし、これらの運用を見ると、宣告された判決の掲示ないしは公告（1条9号）以外は、ほとんど用いられていない。その理由は、未だ、十分には説明されていない。しかし、例えば、司法監視を実施するための制度的な問題が指摘されていることに鑑みると<sup>(67)</sup>、判決の掲示ないしは公告という、より容易に実施可能な刑罰が好まれているのではないかと推測されるところである。

② 法人に対する解散 法人に対する解散は、自然人に対する死刑に相当すると言われるように、法人にとって重大な刑罰である<sup>(68)</sup>。そこで、法人に解散を命じるには、厳格な要件が必要であり、法人によって犯された犯罪が非常に重大であるか、特別な危険性が生ぜしめられた場合にのみ、解散が許容されるものとされている<sup>(69)</sup>。また、刑罰としての解散は、公法人、政治団体、

労働組合、個人を代表する組織には、適用されないものとされている（刑法131-39条第2項）。これは、公法人については、権力分立の原則を、その他の団体については、団体の自治ないしは政治活動・労働運動の自由等を保障するためである。

もっとも、法人に対して解散という刑罰が予定されている犯罪類型は、相当な数に上っており、立法者の積極的な態度が看取されるところである<sup>(70)</sup>。

具体的な手続の執行は、法人の解散を言い渡す判決が、当該法人の清算手続を行う権限を有する裁判所に対して、当該法人を移送することによって、なされるものとされている（刑法131-45条）。

③ 法人に対する司法監視　これは、自然人に対する執行猶予に似た側面を有する刑罰である。即ち、司法監視とは、例えば、有罪とされた企業の、欠陥を有する施設を、衛生や安全性に関連する規則に合致させることにより、法人をして、有罪とされた犯罪行為の再犯を防止するために、その行動を監視することを許容する制度である<sup>(71)</sup>。

この制度は、新刑法典の中で多用されている。即ち、盜取、質物の横領、組織的な詐欺破産を除くと、法人によって犯されうる重罪と軽罪の全てに対して、適用が可能である。しかし、法人に対する司法監視も、法人の自治と自由に対する重大な侵害であるから、公法人、政治団体、労働組合には適用されえない（刑法131-39条第2項）<sup>(72)</sup>。

具体的には、法人に対する司法監視の判決が、その裁判の受託者を任命する。受託者の任務は、この裁判をした裁判所が明示するが、それは、当該法人が犯した違反行為がなされるか、なされる機会がある範囲の行為にのみ、及びうる<sup>(73)</sup>。そして、この受託者は、6カ月毎に、あるいはそれより短い期間毎に、その任務の遂行としての司法監視の適用（実施）につき、裁判官に報告をするものとされている（以上、131-46条第1項）。受託者の報告を受けた刑罰適用裁判官（le juge de l'application des peines）は、法人に対して司法監視を命じた裁判を付託することも、法人に対して新たな刑罰を宣告することも、法人を司法監視の処分から解放することもできるものとされている（以上、同条第2項）。

④ 公的手段を用いた資本蓄積の禁止　これは、法人が投資をするため

に、信用機関、金融機関、証券会社を利用すること、あるいは、何らかの広告の利用による方法の禁止を内容とする刑罰である（刑法131-47条）。これは、实际上、株式会社、不動産の投資をする非営利団体（1993年1月4日の法律の1条参照）等にしか関連しないといわれているが<sup>(74)</sup>、適用事例は公表されていないようである。

### 3 おわりに

以上のように、フランスにおける法人处罚は、相當に徹底した制度となっている。それは、法人处罚の理論的根拠を必ずしも明確にしないまま、実務的な要請に応じる形で、広い範囲で法人处罚を可能とする条文を設けるとともに（刑法121-2条）、法人に対する刑罰としても、罰金刑を基本としつつ（刑法131-37条、131-40条）、その額を自然人に対する5倍という高額に設定し（刑法131-38条、131-41条）、さらに多種多様な「刑罰」を予定する（刑法131-39条、131-42条），というものである。こうした制度は、わが国で立法論を検討する際にも、採りうる制度には相当の選択の幅があることを示すものとして、貴重である。

しかし、わが国での検討に際しては、まず、法人处罚の根拠を更に検討し、それをふまえて、处罚のための基本的な要件（例えば、法人内部の自然人の行為を必須の要件として、法人を处罚するのか、その場合、法人内部における自然人の地位如何、自然人の主觀的要件として何を求めるべきか等）が整理されるべきであろう。

法人に対する刑罰については、罰金刑の重要性に争いの余地はないものの、その多額を、十分な理由なくして、自然人に対するその5倍とすることは、わが国では困難であろう。法人が犯罪によって得た利得の没収と、（没収的な機能をも果たす）、利得額にスライドする罰金刑の導入の可否が、検討されるべきであろう<sup>(75)</sup>。また、法人の解散、法人に対する司法監視、公的手段を用いた資本蓄積の禁止等、ユニークな「刑罰」も、法人の違法行為を非難し、その将来における敢行（再犯）を抑止する効果がある限り、検討の余地があるが、罪刑の均衡には十分な配慮が必要である。フランスでも、法人の解散は、きわ

めて重大な犯罪に対してしか適用すべきでないとされているが、新刑法典の中でも、解散刑の対象とされている犯罪は、多岐に渡っていた。個々の類型において、はたして「犯罪の重大性」という要件が満たされているのかは、具体的に検討されなければならない問題である。また、法人の解散、法人に対する司法監視については、自然人に対する死刑ないしは執行猶予としての機能を営むもので、その必要性は認められるが、犯罪に対する制裁としての側面を超えて（あるいは刑罰の均衡を逸脱して）、法人の自治ないしは結社の自由等、犯罪とは無関係の、法人固有の利益を侵害する危険が内在している。公的手段を用いた資本蓄積の禁止も、営利活動を行う法人にとって、その活動に起因して生じうる犯罪の防止としては有効であろうが、刑罰としての側面を超えて、法人としての経済活動の自由を過度に侵害しないかとの危惧は、残るのである。高額罰金の執行は格別、その他の「新たな刑罰」が（少なくとも今日までは）ほとんど適用されていないのも、こうした問題が解決されていないからではなかろうか。

このように、フランスの制度に問題があることは、認めざるを得ない。しかし、法人を処罰すること自体が、伝統的な理解からは否認されるべき帰結であったことを思えば、フランスでの経験は、大陸法圏における貴重な先例として、更なる検討に値しよう。フランスでは、法人処罰の範囲は、毎年、拡大され続けており<sup>(76)</sup>、法人に対する「新たな刑罰」の運用も、徐々に活性化される可能性もある。こうした動向は、わが国で、例えば環境犯罪に対する法人の刑事責任を検討する際には、なお、注視されるべき対象なのである。

- (1) 西田典之「両罰規定と法人の過失」『刑法判例百選I 総論』（第5版）（2003年）9頁。
- (2) 今井猛嘉「法人処罰」法教260号（2002年）73頁以下。
- (3) 比較的近時のものとして、川本哲郎「フランスにおける法人の刑事責任」京都学園法学2・3合併号（1995年）31頁以下、同「フランスにおける法人の刑事責任」刑雜35卷3号（1996年）341頁以下、島岡まな「フランスにおける法人の刑事責任」盛岡大学紀要18号別冊（1999年）29頁以下等がある。
- (4) 林美月子「フランスの環境刑法」第2章第2節IV、239頁参照。
- (5) 本稿は、法務省の委託を受け、2002年3月11日、フランス司法省（担当者は、法人処罰立法に関与している M Le Guehec（ル・グネヘであった）およびフランス

競争評議会にて行った面接調査と文献調査の結果の一部を、本書用に纏めたものである。

- (6) Jean Pradel, *Droit Penal General*, 2000, N. 529.
- (7) Pradel, *idem*, N. 530.
- (8) 例えば、労働法 L. 263-2-1（労働災害が生じた場合に、雇用者に、罰金刑の支払を命じるもの）、「価格と競争の自由に関する1986年12月1日のオルドナンス」の54条等。
- (9) 不動産業者に関する1970年1月2日の法律の18条は、同条違反の罪の主体を「全ての者は」と規定していた。ここでは、法人の直接的責任が肯定されていたのではないか、との指摘も存在する。Pradel, *idem*, N. 531.
- (10) もっとも、制裁金の認定手続と制裁金の額を考慮すると、この「制裁金」は実質的には「準刑罰」であろうとする理解が、有力である。Pradel, *idem*, N. 531.
- (11) Ex. Crim., 8 mars 1883, Gaz. Pal. 1884, 132.; 2 déc 1905, Gaz. Pal. 1905, 613; 10 janvier 1929, Gaz. Pal. 1929, 395.
- (12) Crim., 20 janvier 1960, Gaz. Pal. 1960, 221.
- (13) Cf. Pradel, *idem*, N. 536.
- (14) 新刑法典も、この考えに基づいている（刑法131-37条、131-40条は、法人に対する罰金刑の賦課については、制約を付していない）。
- (15) Pradel, *idem*, N. 534, 536. Cf. also, Jean Pradel, *Die strafrechtliche Verantwortlichkeit juristischer Personen im französischen Recht*, in *Wirtschaftsstrafrecht in der Europäischen Union* (2002), 44f. (フランスの通説が同一視理論と同じであることを明言し、彼もこれを支持する); Desportes/Le Guehec, *Le nouveau droit pénal I—Droit penal général* (8ed. 2002)Nr. 600.
- (16) Pradel, *Droit Penal General*, N. 536. 同条項については後注<sup>(44)</sup>を参照。
- (17) Pradel, *Droit Penal General*, N. 536. (法人による故意犯の成否が問題となる場面では、イギリスの判例法によって形成された同一視理論が妥当し、個人行為者を特定しなければならないが、法人による過失犯が問題となる場面では、同一視理論に言及しないまま、本文で紹介したような解釈を展開している)
- (18) 過失及び不作為による違反に対する法適用に関する1993年5月14日の通達も「法人の刑事责任は、自然人の责任が立証されていなくても、肯定されうる。実際のところ、その違反は、当該法人の集合的な機関（organes collectifs）によって（機関を構成する者の役割を認定し、その違反につき特定個人の责任追及が可能でなくとも）犯しうるであろう。」とし、プラデルと同じ理解に立っている。
- (19) 法人処罰を肯定するプラデルも、法人の実在性には批判的であり、「法人は、結局、破綻院刑事部の判例によって、慣例として認められたものである」と理解している（Pradel, *Droit Penal General*, N. 534.）。しかし彼も、前述のように、法人による過失犯が問題となる場面では、自然人行為者の特定の困難性から、法人だけの訴追と処罰を肯定しており、この限りでは、法人実在説の結論と接近している。彼に

とっては、法人の実在性如何という問題自体が重要なのではなく、被害者保護のための効率的な処罰の達成が、関心事項なのであろう。

- (20) Ex, Trib. corr. Verdun, 12. juill. 1995, JCP, 1996, 213.
- (21) この考えに近いものとして、Trib. corr. Paris 3. nov. 1995, Rev. sc. crim. 1996, 392.; Trib. corr. Versailles 18. dece. 1995, JCP, 1996, 216.
- (22) Crim 2. dec. 1997., Rev. Sociétés, 1998, 149. (破毀院刑事部1997年12月2日判決)
- (23) Pradel, Die strafrechtliche Verantwortlichkeit juristischer Personen im französischen Recht, 42.; Desportes/Le Gunehec, ibidem, No 600.
- (24) E. g., Lyon, 3. juin. 1998.; Crim. 7. juill. 1998, Bull., n° 216.; Crim. 21. mars 2000., Rev. sc. crim. 1999, 317.
- (25) 法務資料第452号 フランス刑法典（改訂版）1995年による。
- (26) 判例の状況について、要約的には、cf. Dalloz, Code pénal, (2002), 69. (représentant の意義について), 70 (pour leur compte の意義について)。
- (27) Crim 2. dec. 1997. Rev. Sociétés, 1998, 149. (破毀院刑事部1997年12月2日判決)
- (28) もっとも、Dをreprésentantと捉える余地はあったと思われる（後注49参照）。
- (29) 以下につき、cf. Desportes/Le Gunehec, ibidem, No 607ff.
- (30) Ex, Pradel, Droit Penal General, N. 534. (単なる下級職員は、法人の刑事責任を基礎付け得ないが、法人を代理する権限を有する場合は別だとする)
- (31) TGI Grenoble 15 mai 1997.
- (32) Crim. 1 décembre. 1998., Rev. sc. crim. 1999, 336.; Crim. 9 novembre. 1999., Bull. crim n° 306.
- (33) 例えば、銀行の窓口で、顧客との契約を締結する権限を与えられている行員等。
- (34) Crim. 30 mai 2000., Bull. crim n° 206.
- (35) Desportes/Le Gunehec, ibidem, No 608. (法人から特定の業務について代理権を授与された者は、当該法人の機関の代わりに行動するので、その行為は法人の責任を基礎付けるが、機関個人は免責されることになる、とする)
- (36) Giudicelli-Delage, Rev. sc. crim. 2000, 851.
- (37) 有力説は、刑法131-39条をも参考にして、représentantが権限を逸脱した場合でも、法人はその刑事責任を免れない、と解している（Pradel, Droit Penal General, N. 535.）。同条第1項は、法人が重罪又は軽罪で処罰される場合の刑罰の一つとして、その解散を規定している（同条第1項。「有罪とされた行為をするために当該法人が設立された場合、又は、重罪もしくは軽罪（自然人については3年以上の拘禁刑が科されるところの軽罪。2001年6月12日の法律 N 2001-54 [セクト法—筆者注]により改正）で処罰される場合であって当該行為をするために当該法人の設立目的が逸脱された場合」）。
- (38) M Le Gunehec, La responsabilité pénale des personnes morales. L'évolution de la législation et son avenir, Le Moniteur 1er mars 2002, 7. (もっとも、このように解する根拠については、何ら触れられていない)

- (39) 「人の権利及び基本的な自由に対する侵害をもたらすセクトの行動の予防と鎮圧を強化するための法律 (la loi n° 2001-504 du 12 juin 2001 de lutte contre les sectes)」。本法は、法人の刑事責任を認めた、2002年3月現在では最新の法律であり (Le Gunehec, ibidem, 7), 救人、暴行、強姦、自殺の挑発、その他の違反行為であって、セクトの中心部で犯されうる犯罪について、セクト（法人）自身の刑事責任を追求するものである。
- (40) 法人は、事実上の指導者を承認していないから、事実上の指導者の行為が法人に帰責されるべきではない、とする学説も、有力である。Pradel, Droit Penal General, N. 535.
- (41) Trib. gr. inst. Grenoble 15 mai 1997, Gaz. Pal. 1997, 339.; Grenoble (Ch. app. corr.), 25 février, Gaz. Pal. 1998, 1. somm. 183.; Crim., 9 nov. 1999., D. 2000, 61.
- (42) 天気予報を踏まえると、ゲレンデ外には、突発的な事故の発生を警告するプラカードが立てられるかもしれない状況であった。このような状況の下では、ゲレンデ経営・操業に関与する者としては、ゲレンデ内の安全を示すプラカードを立てただけでは、十分な安全策を取ったことにはならなかった（むしろ、そのプラカードにより、ゲレンデは安全だと誤解され得たであろう）として、起訴されたのである。
- (43) R. が「機関に準ずる地位」になかったことからも、その無罪を導くことは可能だが、本件では、一審以来、R ら被告人が特定代理人であったかが言及されている。
- (44) なお、刑法121-2条によれば、本件では、サレヌ市の責任も問題となりうる。同条第2項によれば、地方公共団体とその関連団体は、公役務の委任契約の対象となりうる行為を実施する際になされた犯罪についてしか責任を負わない。そして同条第3項によれば、法人の刑事責任を認めるることは、同一の行為について、自然人を正犯又は共犯とすることを除外するものではない（但し、刑法121-3条第4項の条件は付く）からである。しかし控訴審は、本件で市長が有していた警察権限は国家の行政機構上与えられたものであって、市長は市のreprésentantとして行動したのではないとして、サレヌ市の責任を否定した (Gaz. Pal. 1998, 1. somm. 184.)。この点につき、同様の事案（雪崩によりスキーヤーが死亡した場合に、ゲレンデの開発に関与していた地方公共団体の刑事責任が問題となったもの）に係る他の事案において、その一、二審判決も、雪崩の危険が予想される場合にゲレンデを閉鎖するのは警察権限の行使であるが、警察権限は、市長において、公役務の委任協定の目的となしえないとして、同条第2, 3項の適用を否定していたところである。しかし近時、破毀院は、この二審判決を破棄した。その理由は、地方公共団体一般法典 (CGCT) L. 2212-2 を考慮すると、安全性に関する義務が無視された場合、雪崩の防止に関する市長の警察権限は、市 (=ゲレンデ開発者) のゲレンデ利用者に対する責任を排除するものではない、という点に求められている (Crim. 14 mars 2000, N de pourvoi : 99-82871)。今後は、この解釈に基づいて、市の刑事責任が肯定されていくものと予想される。

(45) 本件控訴院判決も、自然人たる被告人2名には「会社の機関の権限が委譲されていた」と判示している (Crim., 9 nov. 1999., D. 2000, 61.)。ここでは、représentantは会社（法人）の「準機関」である必要ではなく「特定代理人」であればよい、との解釈が、既に採られていたとも言えよう。なお、虚偽証明書の作成、行使にかかる上記破毀院刑事部1997年12月2日判決においても、Dは会社のために、当該証明書を作成、行使したのだから、この（少なくとも個別的には委託されたはずの）業務との関係では、Dも会社のreprésentantであるとして彼を処罰する可能性は、存在したように思われる。

(46) この意義については、立法に際して、議会でも、あまり議論されなかったとのことである (Pradel, Die strafrechtliche Verantwortlichkeit juristischer Personen im französischen Recht, 49.)。

(47) Pradel, Die strafrechtliche Verantwortlichkeit juristischer Personen im französischen Recht, 51.; Desportes/Le Gunehec, ibidem, No 612.

(48) 例えば、ある会社の代表者が、会社の金銭を、自己または第三者の利益のために横領する場合。この場合、会社（法人）は、むしろ被害者である。Pradel, Die strafrechtliche Verantwortlichkeit juristischer Personen im französischen Recht, 49.; Pradel, Droit Penal General, N 537.; Desportes/Le Gunehec, ibidem, No 611.

(49) Pradel, Die strafrechtliche Verantwortlichkeit juristischer Personen im französischen Recht, 49.

(50) Pradel, Die strafrechtliche Verantwortlichkeit juristischer Personen im französischen Recht, 49.

(51) 例えば、破産に瀕した法人の社長が、法人のために、会社財産を隠匿する行為や、法人に経済的利得を得るために、その社長が政治家に賄賂を提供する行為。

(52) Pradel, Die strafrechtliche Verantwortlichkeit juristischer Personen im französischen Recht, 50.; Pradel, Droit Penal General, N 537.

(53) TGI Bastia, 3 juin 1997. Rev. sc. crim. 1998, 101.

(54) Pradel, Droit Penal General, N 537. は、「法人のために」とは、法人にとって、物体的または精神的な、現実的または可能的な、直接的または間接的利益が問題となりうる場合であればよい、と解釈している。

(55) この点では、むしろ、同一視理論を生んだイギリスにおける解釈状況の確認が必要であろう。

(56) 代位責任説は、そのように理解されることが多い。

(57) それ故に、フランスでは、立法に際して、この要件の存在が当然視され、十分な議論がなされなかつたのではなかろうか。

(58) 131-39条第1項は、罰金以外の刑罰（刑法131-37条2号）として、以下のものを規定している。法人の解散（1号：所定の犯罪実行のために法人が設立されていた場合、又は、所定の犯罪を実行するために法人の設立目的が逸脱された場合）、法人による専門的又は社会的な行動の禁止（2号：永久に、又は5年以上の期間の禁

止）、司法監視（3号：5年以上の期間）、有罪とされた行為の実行に役だった企業施設の閉鎖（4号：永久に、又は5年以上の期間の閉鎖）、公的市場からの法人の排除（5号：永久に、又は5年以上の期間）、公的手段による資本蓄積の禁止（6号：永久に、又は5年以上の期間の禁止）、小切手振出の禁止（7号：5年以上の期間）。受取人に対して資金引出しのために振出された小切手等は除外される）、違反行為の実行に役だった物、その実行用に予定されていた物、又はその違反行為によって生成された物の没収（8号）、言い渡された判決の掲示、又は、新聞その他の視聴可能な通信手段による判決の公告（9号）である。

(59) 131-42条所定の、権利の剥奪又は制限としての刑罰を指す。

(60) Le Gunehec, ibidem, 7.

(61) 司法省での面接調査の結果による。なお、年度毎の有罪判決数は、1994年・1件、1995年・10件、1996年・59件、1997年・131件、1998年・62件、1999年・231件、2000年・223件、2001年・59件（推定）だとされている (Le Gunehec, ibidem, 7.)。しかし、これを合計しても776件にしかならない。2001年の有罪判決数が、当局では、より多いものとして把握されていたのであろうか。他方で、主たる罪種毎に有罪判決数をみると、不正労働関係・228件、過失致死、過失傷害・193件（これも主に労働法の領域である）、競争法違反・185件、環境法違反・54件、背信、偽造(faux), 詐欺・34件、偽造・33件となっている (Le Gunehec, ibidem, 7.)。

(62) Desportes/Le Gunehec, ibidem, No 854. は、その出版時点（2002年）までは、法人に対しては、罰金刑しか適用されてこなかったと記述している。もっとも2002年3月に行なった面接調査では、司法監視も数件、実施されていることが、著者の一人であるル・グネへから教示された。

(63) Le Gunehec, ibidem, 7.

(64) Cf., Desportes/Le Gunehec, ibidem, No 855.

(65) さらに、ル・グネへは、以下の理由から、法人に対して行政罰ではなく刑事罰を科す必要がある旨を説明している。それは、(a)法人に対する制裁として刑事罰が選択された場合には、行政罰が選択された場合に比べて、被疑者の権利保障がより厚くなる点、(b)刑罰を科す方が社会に対して象徴的なメッセージを伝達しうる点、である。そして(b)の例としては、「2001年セクト対策法」の新設を挙げている（面接調査による）。しかし、理由(a)は、権利侵害的処分を目的とする行政手続にも刑事手続と同様の要件を求める場合には、説得的ではないし、理由(b)も、法人処罰の必要性の説明に止まっているように思われる。

(66) Desportes/Le Gunehec, ibidem, No 866.

(67) 司法監視の対象者に刑罰を執行するために任命される担当者に対して、報酬を支払う規定が、全く予定されておらず、問題であるとの指摘である (Le Gunehec, ibidem, 8.)。このせいもあってか、法人に対する司法監視は、労災に係る一、二の事案で適用されたに止まっているとのことである（面接調査による）。

(68) もっとも、法人に対する解散は、新刑法典制定以前においても、民法等によって

可能であった（民法6条（公序良俗に関する法律に違反する特定の協定を禁止する）、民法1833条（会社が違法な目的を有することを要求する）、1901年7月1日の法律の3条（違法目的を目指して設立された結社等は無効だとする））。そこで、新刑法典は、刑事裁判官に対して、法人の解散を宣告する可能性を与えたに過ぎないとも指摘されている（Desportes/Le Gunehec, *ibidem*, No 867.）。

(6) 1993年5月14日の通達（新刑法の適用に関する通達）の[74]。

(7) 新刑法典の制定時から、刑罰としての解散が予定されている犯罪類型としては、麻薬の取引（222-42条）、人体に対する違法な実験（222-9条）、強要と恐喝（312-15条）、詐欺等（313-9条）、背信（314-12条）、データの自動的処理システムに対する攻撃（323-6条）、各種偽造（441-12条、442-14条）等がある。また2001年のセクト法により、解散刑の対象として追加された類型としては、人道に対する罪（213-3条）、生命に対する故意の攻撃（221-5-1条）、拷問と残忍な行為（222-6-1条）等がある。

(8) Desportes/Le Gunehec, *ibidem*, No 874.

(9) 法人に対する解散の場合とは異なり、個人を代表する組織は、司法監視の適用除外とはされていない（刑法131-39条第2項）。

(10) 司法監視の裁判の受託者は、法人の活動を「監視」できるだけであり、法人の「経営」に関与してはならない、との趣旨である。

(11) Desportes/Le Gunehec, *ibidem*, No 878.

(12) この点では、刑法131-39条第1項第8号、131-48条第5号、131-21条所定の没収の解釈、運用に係る問題点が、検討される必要がある。

(13) 法人处罚のために新設されたり修正された法律（*lois*）や命令（*décret*）の数は、1996年以降だけでも、毎年、相当の数に上っている（Le Gunehec, *ibidem*, 7.）。

（今井猛嘉）